



水戸地裁総第1208号
令和元年7月29日

山中理司様

水戸地方裁判所長 中村 慎

司法行政文書開示通知書

平成31年2月12日付け（同月15日受付）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

- (1) 平成30年8月7日付け法曹三者協議会及び懇親会についてご連絡（片面で4枚）
- (2) 平成30年9月14日付け法曹三者協議会について（片面で2枚）
- (3) 平成30年9月20日付け法曹三者協議会議題追加のご連絡（片面で3枚）
- (4) 平成30年度法曹三者協議会出席者名簿（片面で1枚）

2 開示しないこととした部分とその理由

- (1) 上記1の(1)及び(2)の各文書には、公にすると法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報（印影、FAX番号）が記載されており、これらの情報は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条第2号イに定める不開示情報に相当することから、これらの情報が記載されている部分を開示しないこととした。
- (2) 上記1の(3)の文書には、公にすると法人等及び事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報（印影等）並びに協議会における協議に関する情報であって、公にすると今後、率直な意見交換が

不当に損なわれるおそれがある情報（提案者氏名）が記載されており，これらの情報は，行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条第2号イ及び第5号に定める不開示情報に相当することから，これらの情報が記載されている部分を開示しないこととした。

3 開示の実施方法等

(1) 実施時期

令和元年8月14日以降

(2) 実施方法

写しの送付



令和元年8月14日

山 中 理 司 様

水戸地方裁判所総務課

司法行政文書開示請求に係る司法行政文書（写し）の送付

令和元年7月29日付け水戸地裁総第1208号司法行政文書開示通知書で
通知した司法行政文書（写し）については、添付のとおりです。

（担当） 水戸地方裁判所総務課 電話029（224）8408

平成30年 8月 7日

水戸地方裁判所土浦支部 (ご担当者 様) 御中

茨城県弁護士会土浦支部
支部長 中 島 隆



法曹三者協議会及び懇親会についてのご連絡

冠省

過日は、ご多忙の中、法曹三者協議会日程調整にご協力いただきありがとうございます
이었습니다。

本年は、下記のとおり、法曹三者協議会及び懇親会を執り行いたいと存じます。

つきましては、平成30年8月31日(金)までに、協議会、懇親会それぞれに
つき、ご出席される方をお知らせください。

また、協議会において議題とされたい事項がございましたら、お手数ですが、別
紙に記載の上、茨城県弁護士会土浦支部事務局宛てにFAXしていただきますよう
お願いいたします。

懇親会の会費につきましては、お一人6700円とさせていただきます、当日受付時
にお預かりいたします。

ご移動につきましては、ホテルのバスが午後5時45分に裁判所に、その後、検
察庁にお迎えに上がりますので、ご利用ください。協議会、懇親会の各会終了後は、
ホテルのバスが土浦駅を経由して、裁判所、検察庁の順にお送りしますので、こち
らもご利用ください。

針塚遵土浦支部長におかれましては、協議会での司会進行、懇親会でのご挨拶を、
國分晴子龍ヶ崎支部長におかれましては、懇親会途中でのご挨拶をそれぞれ賜りた
いと存じますのでよろしくお願いいたします。

記

日時 平成30年10月12日(金)

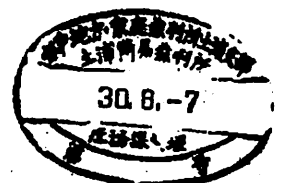
協議会 午後6時から(受付は午後5時45分から行っております)

懇親会 午後7時から午後9時

場所 ホテルマロウド筑波(茨城県土浦市城北町2-24)

会費 6700円

草々



回答期限 平成30年8月31日

茨城県弁護士会土浦支部事務局 宛 (FAX )

出欠回答書 兼 議題提案書

1 法曹三者協議会の参加者

人数 () 名

参加者氏名・役職・所属裁判所

2 懇親会の参加者

人数 () 名

参加者氏名・役職・所属裁判所

3 議題事項

質問内容, 質問の趣旨及び理由

平成30年 月 日

お名前

茨城県弁護士会土浦支部事務局 御中 (FAX [REDACTED])

水戸地家裁土浦支部

平成30年9月14日

法曹三者協議会について

平素より大変お世話になっております。

裁判所から提出する議題は、別添の1問です。

なお、準備の都合上、弁護士会からの議題の提出も早めにしていただくと幸いです。

宜しくお願い致します。

以上

【協議事項】

離婚調停等で、他方当事者の不貞やDVの主張をされる際に、保有している証拠を訴訟になるまで明らかにしない意向が示される場合があるが、どのような考えに基づくものかを教えていただきたい。

【出題趣旨】

不貞やDVに関する客観的証拠は訴訟に至るまで提出しないこととされる場合が多いように思われるが、どのような考慮に基づくものなのか。裁判所としては、調停時の話し合いに支障が出ることの懸念や、早期に手の内を明かすことに対する不安等があるのではないかと推測するところではある。もっとも、調停時においても、不貞やDVに関する立証可能性に応じて、他方当事者に対する働きかけの程度が変わってくる面もあり、少なくともどの程度確かな証拠に基づいて主張されているのかについては明らかにしてもらえないかと考えているがいかがか。

平成30年9月20日

水戸地方裁判所土浦支部（ご担当者様）御中

茨城県弁護士会土浦支部

支部長 中 島 隆



法曹三者協議会議題追加のご連絡

冠省

先日当方より議題を送らせていただきましたが、議題の追加がありましたので、別紙のとおり、追加議題を含め、改めてご連絡いたします。ご対応いただきますようお願いいたします。

なお、協議会当日は議題を配布しませんので、各自ご用意の上お越しいただきますようお願いいたします。

草々

弁護士会提案議題

第1 裁判所へ

1 裁判所選任代理人（提案者 ■■■■■ 弁護士）

裁判所の選任する代理人（特別代理人、国選代理人等）に対する報酬等について

- (1) 報酬の基準はあるか。
- (2) 報酬、日当、実費について、選任前の段階で見込を教えてください。

2 成年後見制度（提案者 ■■■■■ 弁護士）

後見事案の増加への対応、利用促進法・同促進計画による家庭裁判所と地方裁判所との連携など、運用が変わっていく面もあると思われる。問題点や今後に向けた制度運用、弁護士会が取り組むべきこと等について認識を共有したい。

3 破産管財人の選任基準（提案者 ■■■■■ 弁護士）

管内弁護士数が激増している状況下、いつまでも「適材適所」では理由にならず、破産管財人選任の基準の明確化を図る強い必要性がある。

現時点における基準について質問するとともに、今後の方向性があれば、お尋ねしたい。

4 同時廃止の破産事件の運用の変更（提案者 ■■■■■ 弁護士）

同時廃止の破産事件について、例えば毎年の年度替わりに、茨城県弁護士会土浦支部長などの弁護士会担当者から、裁判所に対して新年度の運用を尋ね、裁判所の回答を弁護士会で周知することはできないか。

【提案理由】

同時廃止の破産事件について、担当裁判官の変更に伴い従前の運用と異なる運用がされることがある（開始時審尋・免責時審尋、個別面接・集団面接、面接日が毎週設定されるのが毎月の設定なのか等）。弁護士としては、破産者に従前の運用を前提に手続の流れを説明し、審尋等についても従前の運用を前提に予定を組む。しかし、運用が変わることを知るのには現状では人づてによるしかない。破産手続の円滑な運用のためには、運用内容を周知することは裁判所にも利益になると考え、出題した。

5 破産管財人の選任（提案者 ■■■■■ 弁護士）

破産管財人について、土浦支部係属の事件は土浦支部管内の弁護士を、龍ヶ崎支部係属の事件は龍ヶ崎支部管内の弁護士を、それぞれ選任するようにされたい。

【提案理由】

破産管財人において、土浦支部係属の事件で龍ヶ崎支部管内の弁護士が破産管財人に、龍ヶ崎支部係属の事件で土浦支部管内の弁護士が破産管財人に選任される例が散見される。破産者の住所地から遠方であると、破産管財人との打ち合わせの日程調整がより複雑にな

り、また金銭がない破産者にとっても交通費がかかる事態はできる限り避けたい。龍ヶ崎支部管内でも弁護士登録10年程度の弁護士もかなりの人数となっており、管内の事件は管内の弁護士を選任されたく、出題した。

6 被疑者国選弁護人選任 (提案者 ■■■■■ 弁護士)

被疑者国選が全件に拡大して以降現在までで、被疑者事件数に対して被疑者国選弁護人が付された件数はどのくらいか。

【提案理由】

被疑者国選が全件に拡大され、当番弁護の要請件数が減少していることは弁護士会で把握しているが、被疑者国選の選任率が不明であるため、今後の弁護士会の体制整備のためにもわかる範囲でデータをご教示いただきたい。

第2 検察庁へ

1 被疑者国選弁護人選任 (提案者 ■■■■■ 弁護士)

検察庁では被疑者国選制度について、被疑者に対してどのようなタイミングで、どのような内容の教示をされているのか教えてほしい。

2 日本型司法取引 (提案者 ■■■■■ 弁護士)

刑事訴訟法350条の2以下(証拠収集等への協力及び訴追に関する合意)で、いわゆる日本型司法取引が導入されたが、水戸地検土浦支部管内で適用された事件はあったか。また、今後どのような事件で適用するか検討されていれば、教えてほしい。

【提案理由】

日本型司法取引については、弁護人の同意が必要となるため、弁護士会としても検察庁の運用には強い関心があるため、出題した。

平成30年度

法曹三者協議会出席者名簿

(敬称略)

裁判所

針塚 遵	國分 晴子 (協議会のみ)	榊原 敬
安見 章	藤田 壮 官部 良奈	坂巻 陽士
林 直弘	植草 元博 (協議会のみ)	高木 航
笠谷 重典 (協議会のみ)	中山 延一	

12名

検察庁

菱沼 洋	前田 華奈	久保 大地
大賀 真一 (協議会のみ)		白岩 英輔 (協議会のみ)
武藤 滋良 (協議会のみ)		高橋 英樹 (協議会のみ)

7名

弁護士会

相澤 寛	天野 義章	井川 洋一	
石川 智美 (協議会のみ)		石山 ありさ	井関 光博
磯山 貴洋	市川 奨	井出 晃哉 (協議会のみ)	
伊藤 しのぶ	稲野辺 敬之	今泉 圭介	内田 智宏
大関 太朗	大西 敦	大和田 理	岡野 聡史
億田 諭	奥庭 修 (協議会のみ)		
小沼 尚之 (協議会のみ)		貝塚 聡	加藤 怜
亀山 竜彦	唐津 悠輔	川又 俊宏	北村 守
久保田 喬	倉部 奈々	黒田 祥史	黒田 綾香
小泉 裕介	小菅 稔	古徳 尚子	佐々木 陽二郎
篠木 光洋	白岩 大樹	介川 康史	鈴木 富美子
鈴木 實	高島 光弘 (協議会のみ)		高田 知己
高橋 直人	竹若 栄吾郎	田中 記代美	千葉 真理子
中島 隆一	中田 勝也	西田 時弘	
布川 博樹 (協議会のみ)		濱野 伸一	平島 雅人
福岡 秀哉	邊田 浩平 (協議会のみ)		星野 学
細田 はづき	程塚 智則 (協議会のみ)		堀 賢介
堀 みずき	堀越 智也	本多 直	前澤 優也
松尾 索	松沼 和弘	松村 孝	眞鍋 涼介
宮本 純	宮本 芳孝	八木 健治	
矢口 侑弥 (協議会のみ)		山崎 真也	横田 由美子
吉岡 隆久	吉田 晃宏	若林 侑加	渡部 俊介 75名